

「基本計画（案）」に関する関係者会議の議論の整理

1 家族に対する支援の強化：第二章－Ⅱ－第1－2

ギャンブル等依存症で悩み苦しんでいる家族への支援を強化することは重要であるので、家族への情報提供の観点からも、家族に向けた取組を重点的な施策としてまとめて取り上げることが適切である。

2 各地域の包括的な連携協力体制の効果的な運用：第二章－Ⅳ－第1

ギャンブル等依存症の当事者や家族に対する適切な支援のためには、各地域の包括的な連携協力体制の効果的な運用が重要であるので、その目指すべき目標を分かりやすく示すことが適切である。

3 個々の当事者に適した支援の強化：第二章－Ⅱ－第1－2

個々の当事者に適した支援を行うことは重要であるので、発達障害者支援センターにおける支援の強化にも取り組むことが適切である。

4 司法書士における多重債務処理時の相談・医療機関との連携強化：第二章－Ⅱ－第1－5

ギャンブル等依存症の特徴から多重債務処理時の対応は重要であるので、司法書士における多重債務処理時の相談・医療機関との連携強化に取り組むことが適切である。

5 地域における消費生活相談への支援の強化：第二章－Ⅲ－3

ギャンブル等依存症の当事者・家族への支援のためには、地域における消費生活相談時の適切な対応を確保することは重要であるので、そのための国の支援を強化することが適切である。

6 青少年等の若い世代に対する、SNS等を活用した情報発信の強化：第二章－Ⅰ－Ⅰ－1－第1－2

青少年等の若い世代に対するギャンブル等依存症問題の啓発は重要であるので、SNS等若い世代に馴染みのあるツールを活用した情報発信を強化することが適切である。

7 ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及啓発の工夫：第二章－Ⅲ－1

ギャンブル等依存症に関する正しい知識や適切な対応を普及啓発することは重要であるので、情報発信において更に工夫をすることが適切である。

8 新学習指導要領の実施に先立つ、学校教育における普及啓発の強化：第二章－Ⅲ－5

学校教育におけるギャンブル等依存症問題の啓発は重要であるので、新学習指導要領の実施を待つことなく、普及啓発の強化に取り組むことが適切である。

9 金融経済教育を通じた取組の強化～金融リテラシーを高めていくために：第二章－Ⅲ－7

若い世代に対するギャンブル等依存症問題の効果的な啓発のためには、金融経済教育を通じてギャンブル等依存症に関する理解を深めるとともに、併せて金融リテラシーを高めるための取組を進めることが適切である。

10 職場における普及啓発の強化：第二章－Ⅲ－8

身近な職場におけるギャンブル等依存症問題の啓発は重要であるので、職場の産業保健スタッフのほか、健康保険組合等を通じた情報提供等を強化することが適切である。

11 医師臨床研修を含めた医師の養成の拡充：第二章－Ⅳ－第3－1

ギャンブル等依存症の治療支援のためには、その初期対応を行うことができる医師を養成することが重要であることから、臨床研修制度の見直しを始め必要な研修の強化に取り組むことが適切である。

12 ギャンブル等依存症の治療における作業療法士の役割の評価：第二章－Ⅳ－第3－3

ギャンブル等依存症の治療における作業療法士との連携は重要であるので、ギャンブル等依存症に対応できる作業療法士の養成に取り組むことが適切である。

13 薬物療法の可能性について：第二章－Ⅴ－1

ギャンブル等依存症の治療プログラムを研究・確立することは重要であるので、薬物療法の可能性についても位置付けることが適切である。

14 金融機関における相談拠点等との連携強化：第二章－Ⅶ－1

ギャンブル等依存症の特徴から金融機関との連携は重要であるので、民間金融機関団体や各金融機関における貸付自粛制度の周知や相談拠点との連携に向けて取り組むことが適切である。

「基本計画（案）」への反映

2 ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化 【厚生労働省・消費者庁・金融庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・警察庁】

【目標と具体的取組】

家族への支援を強化するため、以下の取組等を実施する。

- 関係事業者は、平成 31 年度から、家族申告によるアクセス制限等を家族に周知徹底。家族を相談・治療機関に着実につなげられるよう、各地域の包括的な連携協力体制に参画。
- 厚生労働省において、平成 32 年度中を目処に全都道府県・政令指定都市に相談拠点等を整備し、平成 31 年度から、自助グループをはじめとする民間団体が行う活動を支援する事業の活用を促進するなどにより、家族に対する相談・回復支援等を強化。
- 消費者庁において、「借金の肩代わりは禁物です。」等、家族が気を付けるべきポイントを明記した地方公共団体向けの啓発資料の活用を平成 31 年度以降促進するなど、家族に対する予防教育・普及啓発を強化。
- 家族申告によるアクセス制限を申請した家族を相談・治療機関につなげるなどの取組を実施するため、平成 31 年度に各地域の包括的な連携協力体制を構築。

（1）現状

これまで、ギャンブル等依存症である者等の家族を支援するための取組として、例えば、以下の取組を実施してきた。

- ・ 家族申告によるアクセス制限の運用を一部開始（平成 29 年 12 月～）（公営競技、ぱちんこ）
- ・ 専門医療機関、治療拠点、相談拠点の整備（平成 29 年 4 月～）（厚生労働省・総務省）
- ・ 自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング、普及啓発等の活動の支援（平成 29 年 4 月～）（厚生労働省・総務省）

（2）課題

上記のような取組を講じているものの、家族に、ギャンブル等依存症に関する正しい知識や理解が浸透していない場合も少なくなく、家族申告によるアクセス制限を始めとする各種取組や、相談窓口等が家族に十分に認知されていないといった課題がある。また、家族申告によるアクセス制限の申請をした家族を各地域の相談・治療機関に着実につなげるなど、関係機関の連携による支援を十分にできていない。

（3）対策

ギャンブル等依存症は、ギャンブル等に必要な資金を得るために家族の生活費を使い込み、借金を重ねる場合も多く、ひいては家族との関係も悪化させ、本人のみならず、その家族の生活に多大な支障を生じさせることから、ギャンブル等へののめり込みによる被害から家族を守ることもまた社会的な要請である。

こうした観点から、ギャンブル等依存症である者等の家族への支援を強化するため、以下の取組を実施する。

① 関係事業者の取組（農林水産省・経済産業省・国土交通省・警察庁）

- ・ 本人・家族申告によるアクセス制限等の取組の家族に対する周知の強化を、平成 31 年度から実施。
- ・ 公営競技カウンセリングセンター、支援センター、アドバイザー等による家族に対する周知の強化を、平成 31 年度から実施。
- ・ インターネットや SNS の活用等による、家族が関係事業者による取組の情報を取得しやすい環境の整備を平成 31 年度から実施。
- ・ 家族申告によるアクセス制限等の申請をした家族を各地域の相談・治療機関に着実につなげられるよう、関係事業者が各地域の包括的な連携協力体制に平成 31 年度から参画。

② 相談・治療・回復支援

- ・ 家族が必要な支援を受けられるよう、平成 32 年度中を目処に全都道府県・政令指定都市に相談拠点、専門医療機関及び治療拠点を整備。（厚生労働省・総務省）
- ・ 家族が必要な情報を得られるよう、依存症対策全国センターのポータルサイトの認知度を向上させる取組を平成 31 年度から実施。（厚生労働省）
- ・ 「ギャンブル等依存症からの回復に向けて家族にとって大切なこと」を明記した注意喚起・普及啓発用資料（「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」）の家族への周知徹底に係る取組を、平成 31 年度以降に実施。（消費者庁・金融庁）
- ・ ギャンブル等依存症である者等の家族への対応について、司法書士、日本司法支援センター職員の理解・認識を促進する取組について、平成 31 年度から実施。（法務省）
- ・ 自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動を支援する事業の活用を、平成 31 年度から促進。（厚生労働省・総務省）

③ 予防教育・普及啓発

- ・ ギャンブル等依存症である者等の家族も対象に含めた形で、依存症の理解を深めるためのシンポジウムや普及啓発イベント等を、平成 31 年度以降も実施。（厚生労働省・総務省）
- ・ 「ギャンブル等依存症からの回復に向けて家族にとって大切なこと」を明記した消費者庁ウェブサイト内の特設ページについて、家族の閲覧を促すための取組を SNS 等の多様な手段を活用する形で随時実施。（消費者庁）
- ・ 「借金の肩代わりは禁物です。」等、家族が気を付けるべきポイントを明記した地方公共団体向けの啓発資料について、地方公共団体における活用を促進するための取組を、平成 31 年度以降も実施。（消費者庁）
- ・ 保護者や地域住民等に向けた啓発講座である「依存症予防教室」を平成 31 年度以降も各地域において実施。（文部科学省）

④ 各地域の包括的な連携協力体制の構築による家族の支援強化

- ・ 家族申告によるアクセス制限を申請した家族を相談・治療機関につなげるといった取組を適切に実施するため、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制を構築することとし、平成 31 年度中に、関係省庁から関係機関に同体制への参画に関する通知を発出。（関係省庁）

2 各地域の包括的な連携協力体制の効果的な運用

第二章一 一第1 (元案 p89-94)

IV 依存症対策の基盤整備

第1 各地域の包括的な連携協力体制の構築【厚生労働省・消費者庁・金融庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・警察庁】：基本法第20条関係

【目標と具体的取組】

都道府県等において、地域の関係機関（※）が参画する包括的な連携協力体制を構築するため、以下の取組を実施。

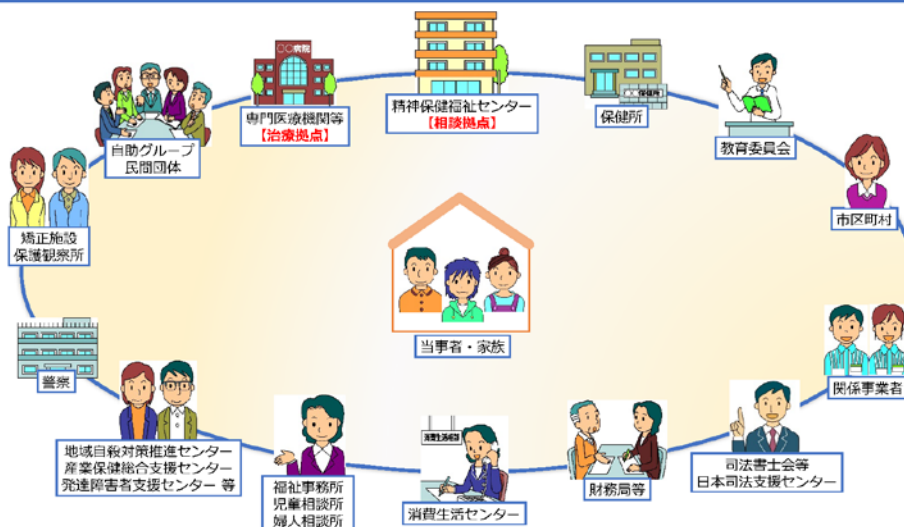
- 厚生労働省は、平成31年度中に、都道府県・政令指定都市に対して通知を発出し、精神保健福祉センター等が連携会議を開催するよう依頼し、毎年度、その状況を検証。
- 関係省庁は、平成31年度中に、関係機関に通知を発出し、連携協力体制に参画し、その強化を図るよう指示。

※ 主な関係機関

専門医療機関やその他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体の多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業を行う機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等。

各地域の包括的な連携協力体制の構築【イメージ】

ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、関係事業者、消費生活センター、日本司法支援センター等の各種相談窓口において早期に発見し、精神保健福祉センター・保健所等の相談機関、専門医療機関等へと早期につなぐ体制を構築



- ギャンブル等依存症である者等を早期に発見し、適切な医療や支援につなげていくための連絡・情報共有体制の構築
- 各機関の支援内容や課題の共有、改善策の検討
- 関係機関の支援内容を相互に周知・啓発するなどの連携した従業員教育・普及啓発

31年度中～
連携協力体制の構築の推進

32～33年度
早期発見・早期介入・早期支援のための連携・対応マニュアルの作成に向けた調査研究

(消費者庁イラスト集より)

(1) 現状

政府においては、関係機関の連携協力に関して、以下の取組を実施してきた。

① 精神保健福祉センター等における取組

平成 29 年度より、都道府県・政令指定都市（以下「都道府県等」という。）は、依存症対策総合支援事業において、行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関の密接な連携、依存症に関する情報や課題の共有、研修計画の調整等を目的として、都道府県等が指定する機関（精神保健福祉センター等）が中心となり、定期的に関係機関による連携会議を開催している。

また、精神保健福祉センター等では、依存症相談員を配置した相談拠点を設け、民間団体と連携して当事者への治療・回復支援プログラムや家族等に対する支援を実施しており、都道府県等のウェブサイトや依存症対策全国センターのポータルサイト等に掲載し、広く周知するとともに、地域の医療機関や民間団体等の社会資源を案内するなどの取組を実施している。

加えて、都道府県等において、ギャンブル等依存症である者等に対応する機会のある生活の支援を行う者（障害福祉サービス等従事者等を含む。）に対して、ギャンブル等依存症の特性を踏まえた支援の研修を実施している。【厚生労働省】

② 消費生活相談における取組

平成 30 年 3 月、都道府県の消費生活相談担当課に対し、ギャンブル等依存症の相談拠点との具体的な連携方法や相談方法等を整理した対応マニュアルを策定し、周知等を要請した。また、並行して、国民生活センターにおける消費生活相談員向けの研修の機会を通じ、当該マニュアルの浸透を図っている。【消費者庁】

③ 多重債務相談における対応

- 平成 30 年 3 月に、多重債務者相談窓口等におけるギャンブル等依存症に関する相談拠点との具体的な連携方法や相談実施方法等を整理した対応マニュアルを策定し、財務局や地方自治体の多重債務相談窓口等に周知を行っている。また、多重債務相談員向け研修を通じて、マニュアルの浸透を図っている。【金融庁】
- 日本司法支援センターにおいて、多重債務問題を含む法的問題を抱えた方に対し、問合せ内容に応じた適切な法制度や相談窓口に関する情報を提供するとともに、日本司法支援センターの支援について、ウェブサイトやパンフレット等により周知・広報を行っている。【法務省】

④ 刑事施設等における取組

刑事施設等においては、個々の被収容者の問題性に応じた処遇の充実に努めているところであり、ギャンブル等依存症問題を有する者に対しても、依存症に対する理解促進、適切な金銭管理、就労や円滑な人間関係の維持等、必要に応じた

働き掛けを行っている。

また、法務少年支援センター（少年鑑別所）では、地域社会において、個人や関係機関からの依頼による非行及び犯罪に関する相談に幅広く応じており、ギャンブル等依存症に関する心理相談や問題行動の分析等についても対応している。

【法務省】

⑤ 保護観察における取組

各保護観察対象者の問題性に応じ、生活や金銭管理等に関する個別の面接指導を行っているほか、債務整理に向けて日本司法支援センターを案内したり、依存症の回復のための自助グループにつなげたりするなど、他機関・団体と連携した支援を行っている。【法務省】

⑥ 関係事業者における取組

- 中央競馬・地方競馬においては、競馬主催者等は、ウェブサイトや競馬場・場外馬券売場等におけるリーフレット、ポスター等において、各主催者の相談窓口や公営競技カウンセリングセンター等の案内を実施している。
- 競輪・オートレースにおいては、施行者は、平成 29 年に各競輪場・オートレース場にギャンブル等依存症相談窓口を設置し、責任者及び担当者を配置。運用ガイドラインでは、依存症であるお客様及び家族ができる限り早期に専門機関で治療や相談が受けられるよう情報提供に努めるとともに、各地域の精神保健福祉センターと連携をとり、相談があった場合の紹介方法について調整を行うこととなっている。（平成 30 年 12 月末時点において、実際に紹介した実績は 1 件。）
- モーターボート競走においては、施行者は、平成 29 年に全ての競走場及び場外舟券売場に担当者を配置するとともに、依存症相談窓口運用マニュアルを整備し、同マニュアルに沿って必要に応じて相談者に地域の専門機関を紹介できる相談体制を構築している。
- ぱちんこにおいては、業界において、平成 29 年 4 月に、ぱちんこへの依存防止対策の専門員として、ぱちんこ営業所にアドバイザーを配置するための取組を開始し、客やその家族からぱちんこへの依存（のめり込み）についての相談があった場合、アドバイザーが必要に応じてリーフレットを活用するなどして、RSN、精神保健福祉センター等の相談機関等を紹介している。また、RSN では、必要に応じて、相談者に医療機関、精神保健福祉センター等を紹介している。（平成 29 年に、RSN 沖縄事務所が受けた初回相談において、医療機関（主治医含む。）を紹介した件数が 297 件、精神保健福祉センターを紹介した件数が 234 件。）

（２）課題

上記のように、各機関において個別に連携に向けた取組を講じているが、関係機関が包括的に連携する体制は構築されておらず、以下の課題がある。

- 各機関において、ギャンブル等依存症である者等を早期に発見し、適切な治療や支援につなげるために必要な連絡体制が十分に構築されていない。
- 各機関がそれぞれの支援内容や課題を共有し、連携して対策を講じていくための体制が十分に構築されていない。
- 関係機関の従業員等の専門知識・対応能力を向上させるために実施する研修等において、各機関で連携した取組は十分に実施されていない。
- 関係機関同士で相互に窓口を案内する、連携して普及啓発に関する事業を実施するといった取組は十分に講じられていない。~~基本法第 20 条において、国及び地方公共団体は、医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずる旨を規定している。ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連するため、様々な機関が連携して対応することが重要であり、ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、関係事業者、消費生活センター、日本司法支援センター等の各種相談窓口において早期に発見し、精神保健福祉センター・保健所等の相談機関、専門医療機関等へと早期につなぐ体制を構築することが必要である。~~

(3) 対策

基本法第 20 条において、国及び地方公共団体は、医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずる旨を規定している。そこで、各地域における包括的な連携協力体制を構築することとし、以下の取組を推進する。

- ① この連携協力体制を通じて、ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、関係事業者、消費生活センター、日本司法支援センター等の各種相談窓口において早期に発見し、精神保健福祉センター・保健所等の相談機関、専門医療機関等へと早期につなぐ。
- ② ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することを踏まえ、各地域における包括的な連携協力体制を通じて、様々な機関が連携して対応する。
- ③ ギャンブル等依存症である者等には、発達障害等の他の精神障害を抱える者もいることから、個々の状況に応じた適切な医療や支援につなげられるよう、各地域における包括的な連携協力体制の枠組みを活用する。
- ④ 各地域における包括的な連携協力体制において、各機関の支援内容や課題の共有、改善策を検討するとともに、関係機関の支援内容を相互に周知・啓発するなどの連携した従業員教育・普及啓発を推進する。

各地域における包括的な連携協力体制を構築することとし、同こうした取組を推進す

るため、地域における連携協力体制には、各地域の実情等を踏まえて、例えば、以下の関係機関が参加することとする。

専門医療機関やその他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体の多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業を行う機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等の関係機関が参画することとする。

—【包括的な連携協力体制で講じていく取組】—

- ギャンブル等依存症である者等を早期に発見し、適切な医療や支援につなげていくための連絡・情報共有体制の構築
- 各機関の支援内容や課題の共有、改善策の検討
- 関係機関の支援内容を相互に周知・啓発するなどの連携した従業員教育・普及啓発

さらに、上記の取組の推進及び体制の構築をの促進のため、関係省庁において個別に以下の取組を実施する。

① 厚生労働省

平成 31 年度中に、都道府県等に対して通知を発出し、上記関係機関間の連携体制を構築するため、都道府県等が指定する機関（精神保健福祉センター等）において、地域の実情等を踏まえて、上記関係機関を構成員に含めた連携会議を開催するよう、依頼する。

上記取組の実施状況を確認するため、毎年度、厚生労働省において関係省庁の協力を得て、連携会議の開催状況・関係機関の参画状況を取りまとめ、本部に報告する。

都道府県等に対して、平成 31 年度中に、地域の実情等を踏まえ、上記関係機関の職員に対する依存症対策総合支援事業における依存症支援者研修の実施や関係機関主催の研修への講師派遣の協力等を通じて、知識・対応能力の向上や連携の促進を図る旨、通知を発出する。

また、平成 33 年度までに、ギャンブル等依存症である者等の早期発見・早期介入・早期支援のための連携・対応マニュアルの作成に向けた調査研究を実施する。

② 消費者庁

平成 31 年度中に、各消費生活センターに対し、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討するよう、通知を発出する。

③ 農林水産省

平成 31 年度中に、競馬主催者等に対し、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討するよう、通知を発出する。また、各主催者が作成するギャンブル

等依存症対策実施規程において、各地域の連携協力体制に協力する旨を規定し、具体的な協力事項（普及啓発に関する取組、主催者による対策の取組状況の情報共有等）も規定する。

④ 経済産業省

平成 31 年度中に、各施行者に対し、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討するよう、通知を発出する。

⑤ 国土交通省

平成 31 年度中に、各施行者に対し、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討するよう、通知を発出する。また、各施行者が作成するギャンブル等依存症対策実施規程において、各地域の連携協力体制に協力する旨を規定し、具体的な協力事項（普及啓発に関する取組、主催者による対策の取組状況の情報共有等）も規定する。

⑥ 警察庁

平成 31 年度中に、業界団体に対し、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討するよう、通知を発出するとともに、ばちんこ業界において制定する実施規程において、各地域の連携協力体制に協力する旨を規定し、具体的な協力事項（普及啓発に関する取組、業界における対策の取組状況の情報共有等）も規定し、具体的な連携方法として、医療相談機関等の客への周知等を明記する。

また、都道府県警察に対し、虐待、自殺未遂、犯罪等の問題を起こした者について、ギャンブル等依存症が疑われる場合には、地域の実情等を踏まえ、必要に応じ、地域の関係機関と連携し、当該問題を起こした者又はその家族を、相談機関、専門医療機関等へとつなぐための取組を推進するよう、通知を発出する。

⑦ 金融庁

平成 31 年度中に、財務局等・地方公共団体の多重債務相談担当課に対し、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、多重債務相談対応において活用するよう、通知を発出する。

⑧ 法務省

平成 31 年度中に、日本司法支援センター、矯正施設、保護観察所、日本司法書士会連合会に対し、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討するよう、通知を発出する。

また、平成 32 年度中に、最新の知見や基本法等を踏まえつつ、受刑中から保護観察終了後を見据えて関係機関との積極的な連携を図るなどの取組を推進する内容を盛り込んだ処遇マニュアルの改訂を行い、保護観察所に周知する。

⑨ 文部科学省

平成 31 年度中に、各都道府県等の教育委員会に対し、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討するよう、通知を発出する。

また、自治体や教育委員会と治療拠点・相談拠点との連携を促進するため、学校や地域においてギャンブル等依存症予防に関する指導や啓発を実施する際に、地域ごとの治療拠点・相談拠点の整備状況を踏まえつつ、各拠点が実施する依存症に関する研修を受講した人材を活用するよう、平成 31 年度中に、各自治体・教育委員会に通知を発出する。

⑩ 総務省

平成 31 年度以降、各府省行政苦情相談連絡会協議会等において、各府省の取組を紹介するほか、総務省行政相談センター（管区行政評価局、行政評価事務所、行政監視行政相談センター）において、各府省の取組に関するポスターの掲示、パンフレット、リーフレット等を提供する。また、同センターにおいて、国民からの照会に対し、関連する施設や関係機関の紹介を行う。

3 個々の当事者に適した支援の強化

第二章一 一第1－2（元案 p58-59）

2-3 婦人相談所の相談員・指導者、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネジャーにおける適切な支援 **【厚生労働省・総務省】**

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、婦人相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者、発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネジャーについて、以下の取組を推進。

- 引き続き、ギャンブル等依存症に関する知識や対応方法を周知。
- 平成 31 年度中に、依存症対策全国センターのポータルサイトに研修用動画を掲載。
- 「子ども虐待対応の手引き」の改訂に当たり、ギャンブル等依存症について加筆。
- 平成 31 年度中に、発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネジャーを研修対象に追加。

（1）現状

ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能である一方、本人が病気である認識を持ちにくいこと等から必要な医療や支援を受けられていない。依存症は病気であり医療や支援が必要であることを普及啓発するだけでなく、潜在的にギャンブル等依存症である者等に対応する機会がある支援者の知識及び対応方法を向上させることにより、円滑な社会復帰に向けて、ギャンブル等依存症である者等を早期発見・早期介入し、適切な支援につなげる必要がある。

婦人相談員については、「婦人相談所ガイドライン」（平成 30 年 3 月 30 日一部改訂）に一時保護した者等がギャンブル等依存症を有する場合の対応について盛り込んだ。また、全国婦人相談員・心理判定員研究協議会や婦人相談所等指導者研修等の研修の場において、ギャンブル等依存症についての知識や対応等について周知している。

母子・父子自立支援員については、「ひとり親家庭支援の手引き」（平成 30 年 12 月 26 日一部改訂）にギャンブル等の依存症である者等との関わり方や、保健所、精神保健福祉センター等の相談機関の役割や連携等の対応方法について盛り込んだ。また、全国母子・父子自立支援員研修会等の研修の場において、母子・父子自立支援員等に対し、ギャンブル等依存症についての知識や対応等について周知している。

児童相談所職員については、「子ども虐待対応の手引き」（平成 25 年 8 月 23 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）において、依存症等の問題を抱える保護者に対する児童相談所等の具体的な対応方法等について盛り込み、児童相談所の職員等に対して周知している。

障害福祉サービス従事者については、ギャンブル等依存症である者等が、相談支援や共同生活援助（グループホーム）等の障害福祉サービス等を利用している場合があるものの、障害福祉サービス等に従事している者は、ギャンブル等依存症に対する知識や支援技術が不足している。このため、厚生労働省は、依存症対策全国センターにおいて、都道府県・政令指定都市・市区町村の地域で生活支援に係る研修を実施する

指導者（障害福祉サービス等従事者を含む。）を養成する研修を実施している。また、都道府県等では、依存症対策総合支援事業により、潜在的にギャンブル等依存症である者等に対応する機会のある生活の支援を行う者（障害福祉サービス従事者を含む。）に対して、ギャンブル等依存症の特性を踏まえた支援の研修を実施している。

発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネジャーについては、ギャンブル等依存症である者等の背景に発達障害が疑われる場合に、他機関からの紹介等により、対応を行う場合がある。

（２）課題

潜在的なギャンブル等依存症である者等を早期に発見し、適切に介入して支援につなげるため、全国会議や研修の場を通じて、婦人相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者に対し、ギャンブル等依存症に関する知識や対応方法等について、引き続き周知を図ることが必要である。また、発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネジャーについては、ギャンブル等依存症に関する知識や支援技術を得る機会が十分でない。

（３）対策

厚生労働省は、全国会議や研修の場等を通じて、各種職員に対しギャンブル等依存症に関する知識や対応等について、引き続き周知を図る。また、平成 31 年度中に、依存症対策全国センターにおいて、ポータルサイト上でギャンブル等依存症の知識を習得できるよう、研修の動画を作成する。

加えて、児童相談所職員については、「子ども虐待対応の手引き」を改訂する際に、ギャンブル等依存症に関する内容についても加筆する。「子ども虐待対応の手引き」や通知等により、児童相談所の職員等に対して児童虐待防止対策に係るギャンブル等依存症問題について周知する。

発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネジャーについては、平成 31 年度より、依存症対策総合支援事業の依存症支援者研修の対象に加え、ギャンブル等依存症の知識や支援技術の向上を図る。

総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。

6 相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成【法務省】

【目標と具体的取組】

- 日本司法書士会連合会は、平成 31 年度中に、ギャンブル等依存症問題を含む多重債務事件についての研修を開始。平成 33 年度までを目途に、研修用 DVD を作成。
- 各司法書士会は、平成 33 年度までに、各地の支援団体等や精神科医等との連携を充実するため、各地域の包括的な連携協力体制に参画。

(1) 現状

簡易裁判所における訴訟代理権を有する司法書士は、平成 30 年 12 月末時点で 1 万 7,029 人であるところ、現状、以下の取組が行われている。

- ① 司法書士は、全国の司法書士会が開設する総合相談センターや地方自治体が開設する相談所等において、多重債務相談を日常的に行っている。
- ② 日本司法書士会連合会及び各司法書士会は、毎年 3 月を多重債務者対策の強化月間に指定し、「その請求に困ったら司法書士にご相談ください」をキャッチフレーズとする相談会を実施している。
- ③ 日本司法書士会連合会において、破産手続、民事再生手続等の実務についての研修を DVD に収録し、司法書士がこれを視聴することにより研修を受けることができるようにしている。
- ④ 一部の地域においては各地の支援団体や精神科医等と連携して依存症治療と多重債務事件処理を並行して行う取組が実施されている。

(2) 課題

簡易裁判所における訴訟代理権を有する司法書士は、多重債務処理事件等の処理自体については精通しているが、ギャンブル等依存症である者等への対応等について十分な理解・認識を有しているとはいえず、また、司法書士がギャンブル等依存症についての知識等を得る機会が十分に提供されているとはいえない。また、各地の支援団体や精神科医等との連携は、局所的な取組にとどまっている。

そのため、司法書士のギャンブル等依存症に関する理解・認識を促進するための研修を実施するとともに、支援団体や精神科医等との連携を充実させていく必要がある。

(3) 対策

総合相談センター等における多重債務相談や多重債務者対策の強化月間における取組に加え、以下の取組を推進する。

① 司法書士に対する研修の実施

日本司法書士会連合会において、平成 31 年度から、ギャンブル等依存症問題を含む多重債務事件についての研修を実施するとともに、当該研修を収録した DVD を作成の上、全ての司法書士に視聴を促すことにより、ギャンブル等依存症である者等に配慮した相談対応等の理解を深めるなど、ギャンブル等依存症対策についての司法書士の理解・認識を促進する。

② 各地の支援団体や精神科医等と連携の充実

日本司法書士会連合会及び各司法書士会において、平成 33 年度までに、各司法書士会が、医療機関、精神保健福祉センター等が参画する各地域の包括的な連携協力体制に参画することにより、各地域の多重債務者の支援団体や精神科医等との連携体制の整備を図ることとし、ギャンブル等依存症である者等からの相談等について、多重債務事件処理と並行して、医師精神保健福祉センター等の相談機関や専門医療機関等を紹介するなど、当該者の依存症治療が早期に可能となるよう、具体的な連携体制を構築する。

3 地域における普及啓発の支援【消費者庁】

【目標と具体的取組】

消費者庁は、地域における普及啓発のため、以下の取組を推進。

- 平成 31 年 2 月に策定した啓発用資料のサンプルを活用し、啓発週間等あらゆる機会を捉えて広範に啓発活動を実施するよう、地方公共団体に要請。
- 平成 32 年度以降、地方公共団体の優良な取組事例を周知。

(1) 現状

消費者庁は、従来、ギャンブル等依存症に関する内容に特化した消費者向けの注意喚起・普及啓発が十分に行われてきたとは言い難いことから、関係省庁等と連携の上、平成 30 年 3 月、多重債務者の増加抑制に資するよう、注意喚起・普及啓発用資料「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」を公表し、また、平成 30 年 11 月、参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議第 5 項の趣旨も踏まえ、青少年向けの啓発用資料「「のめり込み」にはくれぐれも御注意を」を公表し、消費者団体、経済団体等の関係団体等を含め、周知を図ってきた。

(2) 課題

国レベルで作成している注意喚起・普及啓発のための資料については、紙幅の関係から、各都道府県・指定都市内の個別具体的な関係先（借金の問題の解決のための相談支援を担う機関、治療・回復支援を担う機関等）が記載されておらず、きめ細かく活用するには限界がある。

また、行動嗜癖であるギャンブル等依存症については、治療・回復支援とギャンブル等依存症問題の解決支援とが「車の両輪」として進められることが必要だけでなく、のめり込みを生じないようにするための啓発活動が極めて重要であるが、その一端を担うことも期待される、各地方公共団体の消費者行政担当部局においては、借金の問題の解決の観点での対応については、「多重債務者相談強化キャンペーン」において、多重債務相談担当課等との連携による対応を進めているものの、啓発活動の取組については、一層の強化の余地がある状況にある。

そのため、啓発用資料のサンプルを示し、地方公共団体の公営競技実施担当部門等を含む、当該地方公共団体内外の広範な関係者にも働きかけながら、更なる啓発活動の実施の推進を図ることについて促すことが必要である。

(3) 対策

① 地方公共団体向けの啓発用資料の活用促進

消費者庁は、平成 31 年 2 月に、地方公共団体において啓発用資料を作成する際に参考的に使用可能なサンプルを策定したことを受けて、その活用を促進し、毎年度の都道府県等消費者行政担当課長会議の機会等において、地域で作成した啓発用資料を啓発週間における啓発活動の機会、都道府県民の日における行事、成人式等で配布することやサンプルと同程度の内容を地方公共団体の広報誌を活用して不定期に周知することなど、地方公共団体の管内においてあらゆる機会

を捉えて広範に啓発活動を実施するよう促す。

② 優良事例の周知等

消費者庁は、必要に応じ、平成 31 年 2 月に策定した啓発資料のサンプルを改訂する。なお、改訂に際して、有識者等の意見を聴取する。また、平成 32 年度以降、地方公共団体における啓発活動の実施状況を把握し、優良事例の周知を始めとする更なる促進方策を進める。

③ 地方公共団体等外部からの依頼に応じたの施策紹介への対応

消費者庁は、平成 31 年度以降、取組の周知啓発並びに地方公共団体における消費生活相談対応の支援及び普及啓発の支援のため、セミナー等での講演等の依頼に対し、適切に対応する。

5 地域における消費生活相談への支援の強化

第二章一 第1－3（元案 p60-61）

4 消費生活相談への的確な対応の確保に向けた地方公共団体に対する支援【消費者庁】

【目標と具体的取組】

- 消費者庁は、平成 33 年度までに、消費生活相談への的確な対応が確保されるよう、体制整備や研修等について地方公共団体の支援を開始。
- 国民生活センターは、引き続き、消費生活相談員向けの研修等を活用して、消費生活相談体制を強化。

（1）現状

消費者庁は、従来、多重債務者への相談対応を含め、各地域において的確な消費生活相談への対応を図るため、消費生活センターの設置促進、消費生活相談員の増加等の体制整備を支援してきた。また、平成 30 年度からは、体制整備の取組に対する支援に加え、国の重要施策に対応するのに資する研修であって国民生活センターにおいて実施されるもの（ギャンブル等依存症対策に関する内容を講義するもの）への参加に対しても支援しており、消費生活相談への的確な対応の確保を促している。

このほか、消費者庁は、平成 30 年 3 月、関係省庁等と連携し金融庁と共同して、消費生活相談員向けに、借金の問題を契機としてギャンブル等依存症である者等及びその家族からの相談があった場合の対応マニュアルを公表し、現場での相談対応の円滑化を支援している。

（2）課題

基本法において、ギャンブル等依存症は多重債務問題のみならず、自殺等の問題との関連性も指摘され、また、ギャンブル等依存症への対策を講ずるに当たって、アルコール等に対する依存に関する施策との有機的な連携が求められているが、消費生活相談員向けの対応マニュアルにおいては、そうした内容は含まれていない。

そのため、平成 30 年 3 月に公表した消費生活相談員向けの対応マニュアルについて、基本法の施行等の状況変化を踏まえた改訂を行い、国民生活センターにおける研修等を通じて、相談の実務に定着させていくこととしている。当該取組を始めとして、基本計画の期間内において、消費生活相談への的確な対応を確保することが必要である。

（3）対策

① 円滑な消費生活相談への対応を確保するための地方公共団体の取組に対する支援

消費者庁は、平成 33 年度までに、地方消費者行政の体制整備、国民生活センターにおいて実施される研修（ギャンブル等依存症対策に関する内容を講義するもの）への地方公共団体職員の参加、消費者安全確保地域協議会の設置等について支援する。

② 国民生活センターによる消費生活相談員向けの研修の実施

国民生活センターは、引き続き、消費者庁職員等を講師として、消費生活センターにおける対応についての理解増進、消費生活相談員向けの対応マニュアルの周知等のための研修の機会を提供する。

③ 消費生活相談員向けの対応マニュアルの改訂

消費者庁は、平成 31 年 3 月に、有識者等の意見も聴取した上で、関係機関等の間における連携協力体制の整備に関する記述を追加する形で消費生活相談員向けの対応マニュアル（ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル）を改訂したところ、基本法の施行等の状況変化を踏まえて、必要に応じて改訂する。なお、改訂に際しては、有識者等の意見を聴取する。

2 普及啓発の推進

【目標と具体的取組】

競馬主催者等は、SNS 等も効果的に活用し、以下の取組を推進。

- 年間を通じて、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。
- 平成 31 年度から、啓発週間に、注意喚起ポスター等の作成・掲示、新大学生・新社会人等を対象としたセミナーの開催等の取組を実施。

(1) 現状

これまで、競馬主催者等において、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等に、「馬券は 20 歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」等の表示を順次実施し、広く一般に注意喚起を行ってきた。

また、各競馬主催者において「馬券は 20 歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」の注意喚起標語ステッカーを各競馬場及び場外馬券売場の馬券発売機等に掲示している。

さらに、これまで一部の競馬主催者による実施にとどまっていた「馬券の購入は 20 歳になってから」という注意喚起標語の競馬場内のビジョンによる放映や、20 歳未満の者の馬券購入が禁止されている旨の場内放送については、平成 29 年 8 月から、全ての競馬主催者において実施している。

(2) 課題

参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議第 5 項(※)の趣旨も踏まえ、特に大学生・社会人となる青少年や若い世代を対象に、ギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組む必要がある。

※五 政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。

(3) 対策

競馬主催者等は、SNS 等も活用し、ギャンブル等依存症に関する各般の普及啓発活動を通年実施する。さらに、平成 31 年度から、とともに、特に啓発週間においては、他の公営競技施行者等と共同で、毎年度の啓発週間をターゲットに、新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、SNS 等も活用し、発生抑止につながる知識の普及といった啓発活動(ポスター、セミナー等)に継続的に取り組む。依存症注意喚起等のポスターの作成・掲示、大学生・新社会人等を対象とした依存症注意喚起等に係るセミナーの開催等の取組を平成 31 年度から実施する。

2 普及啓発の推進

【目標と具体的取組】

競輪・オートレース施行者等は、SNS 等も効果的に活用し、以下の取組を推進。

- 年間を通じて、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。
- 平成 31 年度から、啓発週間に、注意喚起ポスター等の作成・掲示、新大学生・新社会人等を対象としたセミナー等の開催等の取組を実施。

(1) 現状

平成 29 年 3 月、20 歳未満の者のアクセス制限に関する注意喚起標語を決定、同年 4 月から順次、各競輪場・オートレース場の施行者が作成する全てのレースの開催告知ポスター、JKA が作成するテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等に注意喚起標語を掲載している。

＜注意喚起標語＞

競輪：車券の購入は20歳になってから。競輪は適度に楽しみましょう。

オートレース：車券の購入は20歳になってから。オートレースは適度に楽しみましょう。

競輪場・オートレース場及び場外車券売場においては、20 歳未満の者の車券購入防止のため、車券を購入しようとする 20 歳未満の者と思われる者に対して警備員による声かけ及び年齢確認を行っている。

更なる警備の強化のため、平成 29 年 6 月、全輪協及び全動協から施行者に対し、車券購入をしようとする行為が見られない場合においても、20 歳未満の者と思われる者に対して積極的に注意喚起の声かけ及び年齢確認を実施する旨を通知した。

(2) 課題

これまで、20 歳未満の者の車券購入防止等のため、注意喚起標語の作成や掲示等を行ってきたものの、大学生・社会人等の青少年に対する普及啓発活動は特に実施してこなかったため、今後は、大学生・社会人等の青少年に対する普及啓発活動にも継続して取り組んでいく必要がある。

(3) 対策

競輪・オートレース施行者等は、SNS 等も活用し、ギャンブル等依存症に関する各般の普及啓発活動を通年実施する。さらに、とともに、特に啓発週間においては、平成 31 年度から、他の公営競技施行者等と共同で、毎年度の啓発週間をターゲットに、新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、SNS 等も活用し、発症抑止につながる知識の普及といった啓発活動（ポスター、セミナー等）に継続的に取り組む。全国公営競技施行者連絡協議会による以下の取組を開始する。

①—啓発週間用の依存症注意喚起等の共通ポスターの作成・掲示

②—大学生・新社会人等を対象とした依存症注意喚起等に係るセミナー等の開催

2 普及啓発の推進

【目標と具体的取組】

全国モーターボート競走施行者協議会（全施協）は、SNS 等も効果的に活用し、以下の取組を推進。

- 年間を通じて、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。
- 平成 31 年度から、啓発週間に注意喚起ポスター等の作成・掲示、新大学生・新社会人等を対象としたセミナーの開催等の取組を実施。

(1) 現状

○ 競走場等におけるギャンブル等依存症の啓発等

インターネット投票サイトにおいて、ギャンブル等依存症の注意喚起を表示（平成 29 年 3 月）するとともに、相談窓口の案内を掲載（平成 29 年 6 月）しているほか、全ての競走場及び場外舟券売場において、相談窓口の連絡先をウェブサイトに掲載するとともに、出走表にギャンブル等依存症の注意喚起を掲載（平成 29 年 8 月）している。

また、公営競技施行者団体共同で公営競技共通の注意喚起・啓発ポスターを作成し、全ての競走場及び場外舟券売場において掲示している（平成 29 年 9 月）。

さらに、一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センター（以下「支援センター」という。）において、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発のためのリーフレットを作成し、全ての競走場及び場外舟券売場の相談窓口等において配布している。

○ 予防対策セミナーの開催

モーターボート競走関係団体は、学生や成人を対象としたギャンブル等依存症の予防対策に関するセミナーを平成 29 年 12 月以降、全国 2 か所において 2 回開催した。

【参考】セミナーの開催状況

- ・平成 29 年 12 月 8 日（渋谷）、平成 30 年 9 月 1 日（下関）

(2) 課題

競走場、場外舟券売場、テレビコマーシャル、開催告知ポスター及びインターネット投票サイトにおいて注意喚起を実施しているが、発症抑止につながる知識の普及といった観点での施策が必要である。

(3) 対策

平成 31 年度は、一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会（以下「全施協」という。）が、他の公営競技施行者等と連携し、平成 31 年度の啓発週間に向けて、青少年が多く集まるエリア（渋谷・秋葉原等（仮））において、ギャンブル等依存症に関するセミナーを開催する。また、啓発ポスターを作成するとともに、SNS 等も効果的に活用し、広く青少年に正しいギャンブルの知識が伝播するよう取り組む。

平成 32 年度以降はさらに、平成 31 年度以降、全施協が、他の公営競技施行者等と共同で、毎年度の啓発週間をターゲットに、新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、SNS 等もを効率効果的に活用し、発症抑止につながる知識の普及といった更なる啓発活動（ポスター・セミナー等）に継続的に取り組む。

2 普及啓発の推進

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、SNS 等も効果的に活用し、以下の取組を推進。

- 年間を通じて、青少年を含め、依存問題に関する普及啓発を推進。
- 平成 31 年度から、啓発週間に、啓発資料を配布し、シンポジウム・講演会を開催。

(1) 現状

ぱちんこ業界においては、かねてよりぱちんこへの依存問題に関する啓発活動を実施してきており、RSN の相談窓口告知ポスター、依存対策啓発ステッカー等のぱちんこ営業所での掲示を推進するとともに、ぱちんこへの依存防止対策の専門員である「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」(以下単に「アドバイザー」という。)をぱちんこ営業所に配置し、リーフレット等を活用して、RSN、自己申告プログラム・家族申告プログラム、保健所・精神保健福祉センター等の紹介を行う取組を進めている(平成 29 年 4 月)。

また、ぱちんこへののめり込みを防止するための共通標語を策定し、RSN の相談窓口とあわせ、共通標語のテレビ、ラジオ、新聞、折込チラシ等の各種媒体における活用、ぱちんこ営業所経営企業及びぱちんこ営業所のウェブサイトにおける掲載、ぱちんこ営業所内のデジタルサイネージにおける表示等を促すなど、ぱちんこへの依存防止対策を推進している。

(2) 課題

ぱちんこ営業所、各種ウェブサイト等においてぱちんこへの依存問題に関して注意喚起を実施しているが、その抑止につながる知識の普及といった観点での取組が必要である。

(3) 対策

参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議第 5 項も踏まえ、業界において、SNS 等も効果的に活用し、ぱちんこへの依存問題の発生を抑止につながる知識の普及啓発を図る。

具体的には、業界において、啓発週間を中心に、客に対するリーフレット等の啓発資料の配布等とともに、シンポジウム・講演会を開催するなど、青少年を含む一般向けの取組を実施することにより、ぱちんこへの依存問題やその対策について広く普及啓発を図る。

平成 31 年度においては、啓発週間にあわせ、5 月 14 日にフォーラムを開催することを予定しており、その内容について検討を行っている。

6 青少年等の若い世代に対する、SNS等を活用した情報発信の強化 第二章 ― 1 (元案 p77-78)

III 予防教育・普及啓発：基本法第 14 条関係

1 依存症の理解を深めるための普及啓発【厚生労働省・総務省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、引き続き、以下の取組を推進。

- シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的に普及啓発。
- 依存症対策全国センターは、ポータルサイトで積極的に情報発信。平成 31 年度から、啓発週間にあわせて、ギャンブル等依存症に関するシンポジウムを開催するために必要な支援を実施。
- 都道府県等において、リーフレット等により地域の相談窓口を普及啓発。

(1) 現状

ギャンブル等依存症は本人が病気である認識を持ちにくいこと、誰もがなり得る可能性があること及び適切な医療や支援により回復が可能であること等の正しい知識が国民に十分理解されていない。このため、ギャンブル等による問題が生じて、それがギャンブル等依存症により生じていることに本人や家族は気付きにくく、周囲の理解も得にくいこと等から、適切な医療や支援につながりにくいという課題がある。また、病気に気付かず家族や周囲の人がギャンブル等による借金を肩代わりしてしまうことで、本人の立ち直りの機会を奪ってしまう場合もある。

平成 29 年 9 月に公表された「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査」（全国調査結果の中間とりまとめ）では、過去 1 年以内のギャンブル等の経験等について評価を行い、ギャンブル等依存が疑われる者の割合は成人の 0.8%と推計された一方で、衛生行政報告例及び地域保健・健康増進事業報告によれば、精神保健福祉センターや保健所におけるギャンブル等に関する相談件数は、平成 29 年度で 4,843 件（精神保健福祉センター 3,370 件、保健所 1,473 件）にとどまっている。

このような問題を解消するために、国民にギャンブル等依存症の正しい知識を普及啓発することが必要である。このため、以下の取組を実施している。

- ① 平成 28 年度より、厚生労働省において、依存症当事者及び自助グループ等民間団体と連携して、依存症の理解を深めるためのシンポジウムの開催や普及啓発イベントを実施し、依存症の正しい知識を普及啓発している。
- ② 平成 29 年度より、依存症対策全国センターにおいて、依存症の情報ポータルサイトを開設し、依存症専門医療機関や相談拠点等をマップ形式で公表するとともに、医療従事者・行政機関職員・一般国民に対して必要な情報を発信している。
- ③ 平成 29 年度より、都道府県等において、依存症対策総合支援事業により、リーフレット等により地域の相談窓口の普及啓発を実施している。

(2) 課題

ギャンブル等依存症の正しい知識が国民に理解されていないこと等から、ギャンブル等依存症である者等やその家族が適切な相談窓口につながっていない。厚生労働省は、引き続き、ギャンブル等依存症の正しい知識や相談窓口を積極的に普及啓発する必要がある。

(3) 対策

- ① 厚生労働省は、平成 31 年度以降も、引き続き、依存症の理解を深めるためのシンポジウムや普及啓発イベント等を通じて、ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的に普及啓発するとともに、平成 31 年度以降に厚生労働省のウェブサイトにおいても更なる工夫を行う。特に、若い世代に対しギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、SNS 等を効果的に活用し、啓発活動に継続的に取り組む。
- ② 厚生労働省は、依存症対策全国センターにおいて、平成 31 年度以降も、依存症対策全国センターのポータルサイトで積極的に情報発信を行うとともに、特に若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、SNS 等を効果的に活用し、啓発活動に継続的に取り組む。また、平成 31 年度に、啓発週間にあわせて、ギャンブル等依存症に関するシンポジウムを開催するために必要な支援を実施する。
- ③ 厚生労働省は、平成 31 年度以降も、引き続き、都道府県等においてリーフレット等により地域の相談窓口の普及啓発を実施できるよう、取組を進める。

総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。

【参考】依存症対策全国センターのポータルサイト (https://www.ncasa-japan.jp/)

アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症
依存症対策全国センター
National Center for Addiction Services Administration

ホーム
気づく
理解したい
気づいたらどうする？
制度・施策
海外の動き
支援者の皆様へ
資料
トピックス



迷いから、決断、
そして回復までの道のりを
包括的に支援する社会へ

トピックス
[トピックス一覧](#)

- 2019/3/12 ギャンブル等依存症啓発週間キャンペーン（5月12日）のご案内です。
- 2019/3/1 平成30年度都道府県等依存症専門医療機関/相談員等全国会議の資料が掲載されました。
- 2019/2/20 厚生労働省の依存症の理解を深めるための普及啓発サイトのお知らせです。音楽&トークイベントは：大阪(2/23)、東京（3/6）。
- 2018/12/26 厚生労働省依存症への理解促進事業公式ツイッターアカウントが始動しました。フォローをお願いします。
- 2018/12/26 厚生労働省の「依存症の理解を深めるための普及啓発事業」についてのお知らせです。


全国の相談窓口・医療機関を探す >


支援者の皆様へ >


依存症に気づく >
あなた、あなたの大切な人は大丈夫？どんなサインや症状があるのでしょうか


理解したい >
なぜやめられない？回復できる？依存症とはどんな病気でしょう


気づいたらどうする？ >
「もしかして？」と思ったら、最寄りの相談・医療施設に相談してみませんか


制度・施策 >
依存症に関する制度・施策をご案内いたします


海外の動き >
海外での依存症に関する動きをご紹介します


資料 >
さまざまな依存症に関する資料を掲載しています


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare


久里浜医療センター
国立病院機構久里浜医療センター

[当センターについて](#)
[このページについて](#)
[著作権について](#)
Copyright © 2018独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター All Rights Reserved.

2 ギャンブル等依存症対策に関する消費者向けの総合的な情報提供【消費者庁】

【目標と具体的取組】

消費者庁は、ギャンブル等依存症に関する情報提供のため、以下の取組を推進。

- 平成 31 年 3 月に改訂した注意喚起・普及啓発資料の活用を推進。
- 平成 31 年度中に、消費者庁ウェブサイト内のギャンブル等依存症問題特設ページ等を改訂。
- 随時、SNS 等の手段を活用し、ギャンブル等依存症問題特設ページの閲覧を促す取組を実施。

(1) 現状

消費者庁は、従来、ギャンブル等依存症に関する内容に特化した消費者向けの注意喚起・普及啓発が十分に行われてきたとは言い難いことから、多重債務者の増加抑制に資するよう、平成 30 年 3 月、注意喚起・普及啓発資料「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」を公表した。同時に、同庁ウェブサイト内に特設ページを設け、多重債務問題についての情報、国内において実施されている疫学調査についての情報等へもアクセスが容易になるよう、随時、内容の更新を行ってきたほか、同庁ウェブサイトのトップページからもアクセスができるよう、改善を図り、消費者によるギャンブル等依存症問題の理解増進を支援してきた。

(2) 課題

平成 30 年 3 月に公表した注意喚起・普及啓発資料については、基本法の施行を始めとする、その後の状況変化が反映されていない。

また、「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」のページは、主に、借金の問題の解決に向けた相談支援に関する情報及び治療・回復支援に関する情報により構成されているが、ギャンブル等依存症に関連すると思われる消費生活相談の事例の紹介、競技施行者・事業者において進められている取組についての情報（本人・家族申告によるアクセス制限についての情報等）、依存症教育についての情報等は掲載されていない。

そのため、平成 30 年 3 月に公表した注意喚起・普及啓発資料及び「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」のページについて、まず基本計画を踏まえて内容を更新し、その後も、内容を見直していくことが必要であり、あわせて、一人でも多くの方にこれらの情報を閲覧してもらえよう、多様な手段で発信していくことが必要である。

(3) 対策

① 注意喚起・普及啓発資料の更新

消費者庁は、平成 31 年 3 月に関係省庁等と連携の上で改訂した注意喚起・普及啓発資料を、青少年向け啓発用資料とともに、多様な啓発の場面で活用する。また、必要に応じて、有識者等の意見を聴取し内容を更新する。

② 消費者庁ウェブサイト内の特設ページの更新

消費者庁は、基本法の施行等を踏まえ、平成 31 年度に更新したギャンブル等

依存症について紹介する特設ページについて、平成 33 年度までに、地方公共団体における啓発事例を紹介するなど、必要に応じて内容を更新する。

③ 消費者庁ウェブサイト内の特設ページの閲覧を促す取組

消費者庁は、随時、必要に応じて消費者庁の公式の SNS を始めとする多様な手段を活用し、消費者庁ウェブサイト内の特設ページの閲覧を促すほか、消費者庁におけるギャンブル等依存症対策の取組について、外部からの研修等での講演等への依頼に応じる形で、積極的に情報提供を進める。

【参考】消費者庁ウェブサイト内の特設ページ

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/)



ホーム

▼ 本文へ ▶ 採用情報 ▶ 申出・問合せ窓口 ▶ English 文字サイズ 標準 大

新着情報一覧

報道資料一覧

会議資料一覧

サイト内検索

検索

テーマ別メニュー

消費者庁について

お知らせ

政策

法令

刊行物

消費者庁ホーム > 政策 > 政策一覧（消費者庁のしごと） > 消費者政策 > 消費者被害防止に向けた注意喚起等 > ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ

ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ

ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等にのめり込んでコントロールができなくなる精神疾患の一つです。これにより、日常生活や社会生活に支障が生じることがあります。

例えば、うつ病を発症するなどの健康問題や、ギャンブル等を原因とする多重債務や貧困といった経済的問題に加えて、家庭内の不和などの家庭問題、虐待、自殺、犯罪などの社会的問題を生じることがあります。

ギャンブル等依存症は、適切な治療と支援により回復が十分に可能です。しかし、本人自身が「自分は病気ではない」などとして現状を正しく認知できない場合もあり、放置しておくで症状が悪化するばかりか、借金の問題なども深刻になっていくことが懸念されます。

そこで、ギャンブル等依存症に関する注意事項や、対処に困った場合の相談窓口をお知らせします。相談の内容に応じ、これらの窓口をご利用ください。

なお、ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症である方やそのご家族を含む国民の皆様への周知啓発や教育に関する取組、回復支援や治療に関する取組、借金の問題を抱えた方への相談支援の取組等が進められているほか、競技施行者・事業者による広範な取組も進められております。

これらは、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき設置されるギャンブル等依存症対策推進本部の総合調整の下、各省庁の連携を確保しながら推進されており、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）は、同本部の副本部長に特定されています。

消費者政策

▶ 消費者基本計画等

▶ 消費者被害防止に向けた注意喚起等

▶ 消費者の皆様への情報提供等

▶ 関係省庁との調整、検討会、研究会等

▶ 国際的取組

▶ その他

ギャンブル等依存症からの回復に向けて

本人にとって大切なこと

- 小さな目標を設定しながら、ギャンブル等をしない生活が続けるよう工夫し、ギャンブル等依存症からの「回復」、そして「再発防止」へとつなげていきましょう（まずは今日一日やめてみましょう。）。
- 専門の医療機関を受診するなど、関係機関に相談してみましょう。
- 同じ悩みを抱える人たちが相互に支えあう自助グループに参加してみましょう。

家族にとって大切なこと

- 本人が回復に向けて自助グループに参加することや、借金の問題に向き合うことについては、「主体性」が重要です。ギャンブル等依存症が病気であることを理解し、本人の健康的な思考を助けるようにしましょう。借金の肩代わりは、本人の立ち直りの機会を奪ってしまいますので、家族が借金の問題に直接関わることをないようにしましょう。
- 専門の医療機関、精神保健福祉センター、保健所にギャンブル等依存症の治療や回復に向けた支援について相談してみましょう。また、消費生活センター、日本司法支援センター（法テラス）など借金の問題に関する窓口は、借金の問題に家族はどう対応すべきか相談してみましょう。
- 家族だけで問題を抱え込まず、家族向けの自助グループにも参加してみましょう。

若者向け啓発用資料

[これまでの経過や啓発用資料の概要はこちらから \[PDF:115KB\]](#)

[啓発用資料はこちらから\[PDF:364KB\]](#)

ギャンブル等依存症に関する地方公共団体における啓発用資料のサンプル

[記載事項の概要などはこちらから \[PDF:136KB\]](#)

[啓発用資料のサンプルはこちらから \[PDF:128KB\]](#)

ギャンブル等依存症について言及しているその他の啓発用資料

[啓発用資料はこちらから \[PDF:394KB\]](#)

関係府省庁からの注意喚起・普及啓発用資料

- ・内閣官房、警察庁、金融庁、消費者庁、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省からのお知らせ

[ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ\[PDF:174KB\]](#)

平成31年3月8日 平成30年3月に公表した注意喚起・普及啓発用資料を更新しました。

ギャンブル等依存症に関する相談窓口

借金問題を相談する窓口

▶ 消費者ホットライン

多重債務者向け相談窓口（各地方ブロックの財務局内）

法テラス・サポートダイヤル

公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

日本貸金業協会

全国銀行協会カウンセリングサービス

弁護士会（各地の弁護士会相談窓口）

各地の司法書士会一覧

金融関係団体における貸付自粛の取組

[全国銀行協会](#)

[日本貸金業協会](#)

保健・医療関係の機関

[都道府県及び政令指定都市の精神保健福祉センター](#)

[保健所](#)

ギャンブル等依存症の支援団体

[公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会](#)

[NPO法人全国ギャンブル依存症家族の会](#)

6 青少年等の若い世代に対する、SNS等を活用した情報発信の強化

第二章一 ー 4 (元案 p83-84)

4 青少年等に対する普及啓発の推進【消費者庁・文部科学省】

【目標と具体的取組】

- 消費者庁は、以下の取組を推進。
 - ・ 平成 30 年 11 月に策定した青少年向けの啓発用資料を活用し、啓発週間における啓発活動等を展開。また、SNS 等を活用し青少年向けの啓発資料を周知。
 - ・ 平成 31 年度以降、消費者月間の関連行事等でも、青少年向けの啓発資料を配布。
- 文部科学省は、平成 31 年度以降、消費者庁作成の啓発用資料等を活用するなどして、専門学校や大学等における普及啓発を強化。

(1) 現状

消費者庁は、従来、ギャンブル等依存症に関する内容に特化した消費者向けの注意喚起・普及啓発が十分に行われてきたとは言い難いことから、関係省庁等と連携の上、平成 30 年 3 月、多重債務者の増加抑制に資するよう、注意喚起・普及啓発用資料「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」を公表し、また、平成 30 年 11 月、参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議第 5 項の趣旨も踏まえ、青少年向けの啓発用資料「『のめり込み』にはくれぐれも御注意を」を公表し、消費者団体、経済団体等の関係団体等を含め、周知を図ってきた。また、消費者庁から、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターに依頼し、同センター主催のイベント（平成 31 年 1 月開催）において、当該青少年向けの啓発用資料の配布を行った。

(2) 課題

現在までに、青少年向け啓発用資料については、金融庁において、金融関係の業界団体に対する周知を、文部科学省において、大学、専修学校等への周知を、また、消費者庁において、地方公共団体、消費者団体、公益社団法人消費者関連専門家会議及び一般社団法人日本経済団体連合会への周知を、それぞれ行ったが、同附帯決議に鑑みれば、今後も不断に新入社員等の青少年に対する啓発を推進することが必要であり、これらの団体等への周知については、継続的に進めていく必要がある。

また、消費者庁は、毎年 5 月に消費者月間を展開しており、青少年向け啓発資料については、当該月間の関連行事として同庁が関与するものにおいても活用していくなど、消費者庁を中心に、関係省庁等において、広く活用されるよう、継続して要請していく必要がある。

(3) 対策

① 青少年向け啓発用資料の継続的な周知

消費者庁は、引き続き、関係省庁等と連携の上で、地方公共団体、消費者団体、経済団体等への継続的な周知を行う。なお、可能な限り、周知に協力いただける

団体等を増やしていけるよう、随時、調整を進める。また、必要に応じて消費者庁の公式の SNS 等の手段を活用し、継続的な周知を行う。

文部科学省においても、消費者庁作成の啓発用資料等を活用するなど関係省庁等と連携しつつ、学生に対するギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に向け、専門学校や大学等に対して普及啓発を推進する。

② 消費者月間等と連携しての青少年向け啓発用資料の周知

消費者庁は、平成 31 年度以降、消費者月間の関連行事や関係省庁等の実施する啓発イベント等において青少年向け啓発用資料を配布するなどの周知を行う。

③ 青少年向け啓発用資料の更新

消費者庁は、平成 30 年 11 月に策定した青少年向け啓発用資料について、必要に応じて、その内容を更新する。なお、更新に際して有識者等の意見を聴取する。

Ⅲ 予防教育・普及啓発：基本法第14条関係

1 依存症の理解を深めるための普及啓発【厚生労働省・総務省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、引き続き、以下の取組を推進。

- シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的に普及啓発。
- 依存症対策全国センターは、ポータルサイトで積極的に情報発信。平成31年度から、啓発週間にあわせて、ギャンブル等依存症に関するシンポジウムを開催するために必要な支援を実施。
- 都道府県等において、リーフレット等により地域の相談窓口を普及啓発。

(1) 現状

ギャンブル等依存症は本人が病気である認識を持ちにくいこと、誰もがなり得る可能性があること及び適切な医療や支援により回復が可能であること等の正しい知識が国民に十分理解されていない。このため、ギャンブル等による問題が生じて、それがギャンブル等依存症により生じていることに本人や家族は気づきにくく、周囲の理解も得にくいこと等から、適切な医療や支援につながりにくいという課題がある。また、病気に気付かず家族や周囲の人がギャンブル等による借金を肩代わりしてしまうことで、本人の立ち直りの機会を奪ってしまう場合もある。

平成29年9月に公表された「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査」（全国調査結果の中間とりまとめ）では、過去1年以内のギャンブル等の経験等について評価を行い、ギャンブル等依存が疑われる者の割合は成人の0.8%と推計された一方で、衛生行政報告例及び地域保健・健康増進事業報告によれば、精神保健福祉センターや保健所におけるギャンブル等に関する相談件数は、平成29年度で4,843件（精神保健福祉センター3,370件、保健所1,473件）にとどまっている。

このような問題を解消するために、国民にギャンブル等依存症の正しい知識を普及啓発することが必要である。このため、以下の取組を実施している。

- ① 平成28年度より、厚生労働省において、依存症当事者及び自助グループ等民間団体と連携して、依存症の理解を深めるためのシンポジウムの開催や普及啓発イベントを実施し、依存症の正しい知識を普及啓発している。
- ② 平成29年度より、依存症対策全国センターにおいて、依存症の情報ポータルサイトを開設し、依存症専門医療機関や相談拠点等をマップ形式で公表するとともに、医療従事者・行政機関職員・一般国民に対して必要な情報を発信している。
- ③ 平成29年度より、都道府県等において、依存症対策総合支援事業により、リーフレット等により地域の相談窓口の普及啓発を実施している。

(2) 課題

ギャンブル等依存症の正しい知識が国民に理解されていないこと等から、ギャンブル等依存症である者等やその家族が適切な相談窓口につながっていない。厚生労働省は、引き続き、ギャンブル等依存症の正しい知識や相談窓口を積極的に普及啓発する必要がある。

(3) 対策

- ① 厚生労働省は、平成 31 年度以降も、引き続き、依存症の理解を深めるためのシンポジウムや普及啓発イベント等を通じて、ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的に普及啓発するとともに、平成 31 年度以降に厚生労働省のウェブサイトにおいても更なる工夫を行う。特に、若い世代に対しギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、SNS 等を効果的に活用し、啓発活動に継続的に取り組む。
- ② 厚生労働省は、依存症対策全国センターにおいて、平成 31 年度以降も、依存症対策全国センターのポータルサイトで積極的に情報発信を行うとともに、特に若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、SNS 等を効果的に活用し、啓発活動に継続的に取り組む。また、平成 31 年度に、啓発週間にあわせて、ギャンブル等依存症に関するシンポジウムを開催するために必要な支援を実施する。
- ③ 厚生労働省は、平成 31 年度以降も、引き続き、都道府県等においてリーフレット等により地域の相談窓口の普及啓発を実施できるよう、取組を進める。

総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。

【参考】依存症対策全国センターのポータルサイト (https://www.ncasa-japan.jp/)

アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症
依存症対策全国センター
National Center for Addiction Services Administration

ホーム
気づく
理解したい
気づいたらどうする？
制度・施策
海外の動き
支援者の皆様へ
資料
トピックス



迷いから、決断、
そして回復までの道のりを
包括的に支援する社会へ

トピックス
[トピックス一覧](#)

- 2019/3/12 ギャンブル等依存症啓発週間キャンペーン（5月12日）のご案内です。
- 2019/3/1 平成30年度都道府県等依存症専門医療機関/相談員等全国会議の資料が掲載されました。
- 2019/2/20 厚生労働省の依存症の理解を深めるための普及啓発サイトのお知らせです。音楽&トークイベントは：大阪(2/23)、東京（3/6）。
- 2018/12/26 厚生労働省依存症への理解促進事業公式ツイッターアカウントが始動しました。フォローをお願いします。
- 2018/12/26 厚生労働省の「依存症の理解を深めるための普及啓発事業」についてのお知らせです。


全国の相談窓口・医療機関を探す >


支援者の皆様へ >


依存症に気づく >
あなた、あなたの大切な人は大丈夫？どんなサインや症状があるのでしょうか


理解したい >
なぜやめられない？回復できる？依存症とはどんな病気でしょう


気づいたらどうする？ >
「もしかして？」と思ったら、最寄りの相談・医療施設に相談してみませんか


制度・施策 >
依存症に関する制度・施策をご案内いたします


海外の動き >
海外での依存症に関する動きをご紹介します


資料 >
さまざまな依存症に関する資料を掲載しています


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare


久里浜医療センター
国立精神・神経医療研究センター

[当センターについて](#)
[このページについて](#)
[著作権について](#)
Copyright © 2018独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター All Rights Reserved.

8 新学習指導要領の実施に先立つ、学校教育における普及啓発の強化

第二章一 ー 5 (元案 p85)

5 学校教育における指導の充実【文部科学省】

【目標と具体的取組】

文部科学省は、新たに精神疾患の一つとしてギャンブル等も含めた依存症を取り上げることとした「高等学校学習指導要領解説」に基づき、平成 34 年度からの同指導要領の実施に向けて、以下の取組を推進。

- 平成 31 年度以降、各種研修会等で、全国の学校体育担当指導主事等に対し、新学習指導要領を周知。
- 平成 31 年度以降、学校教育において依存症に関する指導を行うことを目的に作成した教師用指導参考資料を周知し、その活用を促進。
- 平成 31 年度中に、発達段階に応じた子供向け啓発資料を作成。

(1) 現状

学校教育においては、学習指導要領等にギャンブル等依存症についての記述がなく、ギャンブル等依存症について直接的な指導がなされてこなかったところ、平成 30 年 3 月公示の高等学校学習指導要領保健体育科の指導内容の一つとして、新たに精神疾患を取り上げ、平成 30 年 7 月公表の同学習指導要領解説において、精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症も含めた依存症について取り上げることとした。新高等学校学習指導要領は平成 34 年度入学生より年次進行で実施される。

(2) 課題

現在、実際に指導を行う教員の依存症に対する理解が十分でないことや、学校において依存症を指導する上で、参考となる資料が十分に整備されていない。

そのため、新学習指導要領の周知や参考資料の作成・普及等により、教員の依存症に対する理解を深め、学校における指導を促していく必要がある。

(3) 対策

文部科学省は、以下の取組を推進する。

① 新学習指導要領の実施に向けた周知

平成 34 年度以降の新高等学校学習指導要領の実施に向け、平成 31 年度以降、全国の学校体育担当指導主事等に対し、当該要領を各種研修会等で周知する。

② 教師用指導参考資料の普及

学習指導要領の改訂も踏まえつつ、学校教育において依存症に関する指導を行うことを目的に平成 30 年度に作成した教師用指導参考資料について、新学習指導要領の実施に先立って、移行期間中においても指導することができるよう、平成 31 年度以降、学校等へ周知し、活用を促す。

③ 子供向け啓発資料の作成

新学習指導要領の実施に先立って、②の教師用指導参考資料の活用に係る学校現場の声等も踏まえつつ、子供の発達段階に応じた子供向け啓発資料を、平成 31 年度中に作成し、活用を促す。

④ 新学習指導要領実施に関する引き継ぎの周知

新学習指導要領実施後(平成 34 年度以降)も、その趣旨等の周知徹底のため、全国の学校体育担当指導主事等に対し、当該要領を各種研修会等で周知する。

7 金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発【金融庁】

【目標と具体的取組】

金融庁は、平成 31 年度内を目途に、ギャンブル等依存症問題の啓発の観点から、金融経済教育関係のガイドブックの改訂等を実施。

(1) 現状

金融庁が発行する金融経済教育関係のガイドブックにおいて、多重債務防止の啓発も行っている。当該ガイドブックは、要請に応じて全国の学校等へ随時送付しているほか、金融経済教育に係る講演等を実施する際にも配布し、多重債務に陥る原因や多重債務を抱えた場合の対処法、相談窓口等を周知している。

(2) 課題

現時点においては、当該ガイドブックにギャンブル等依存症が多重債務の原因となることが明示的に記載されておらず、ギャンブル等依存症に関する相談拠点に係る連絡先についても記載はない。このため、当該ガイドブックにおいてギャンブル等依存症に係る記載を追加する必要がある。

(3) 対策

平成 31 年度内を目途に、金融庁において、現在使用しているガイドブックについて、改訂等によりギャンブル等依存症等に関する記載を盛り込み、上記の対応を行ったガイドブック等を用いた金融経済教育に係るを通じ、金融に関する知識と判断力（金融リテラシー）を身に付けて生活スキルを高める取組を進める。また、当該取組については、PDCA サイクルを通じ、適切に見直しを行っていく。

8 職場における普及啓発【厚生労働省・総務省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、職場における啓発のため、以下の取組を推進。

- 平成 31 年度中に、産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じてギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレットを周知。加えて、健康保険組合等に対して依存症のリーフレット等を周知し職場への啓発を実施。
- 平成 31 年度中に、産業保健総合支援センター等の関係職員を研修対象に追加。
- 平成 32 年度以降、医療機関、精神保健福祉センター等が参画する包括的な連携協力体制に産業保健総合支援センターが参画し、多機関連携による普及啓発を実施できるよう支援。

(1) 現状

事業場における産業保健対策を支援するために、都道府県単位で産業保健総合支援センターを設置しており、事業場の産業保健スタッフからの相談等に対応している。

産業保健総合支援センターで対応できる相談等（相談件数：年間約 4 万 2,000 件）は、事業場の産業保健スタッフを主な対象として、過労死等の防止のための健康管理対策、うつ病等のメンタルヘルス対策、化学物質の取扱い等の危険有害業務における健康管理対策等に限られる。現状においては、ギャンブル等依存症の知識を有する専門家がいいため、事業場の産業保健スタッフから労働者のギャンブル等依存症について相談が寄せられても対応できる状況にない。

(2) 課題

都道府県単位で設置されている産業保健総合支援センターが、医療機関、精神保健福祉センター等が参画する各地域の包括的な連携協力体制に参画し、事業場の産業保健スタッフから労働者のギャンブル等依存症についての相談が産業保健総合支援センターに寄せられた場合には、相談窓口や依存症のリーフレット等を紹介できるよう、支援する。

(3) 対策

厚生労働省は、平成 31 年度中を目途に、地方自治体、保健所、労働局、産業保健総合支援センター、健康保険関係団体等において、事業場の産業保健スタッフ等からギャンブル等依存症の相談が寄せられた場合に相談窓口等を紹介できるよう、必要な取組を行うとともに、産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じて、ギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレット等の周知を図る。加えて、健康保険組合等に対して依存症のリーフレット等の周知を行うことにより、職場への啓発を図る。

また、厚生労働省は、平成 32 年度より、産業保健総合支援センターが、医療機関、精神保健福祉センター等が参画する各地域の包括的な連携協力体制に参画し、多機関連携による普及啓発を実施できるよう、支援する。

厚生労働省は、平成 31 年度中に、都道府県等に対して、依存症対策総合支援事業における依存症支援者研修の中で、地域の実情等を踏まえて、産業保健総合支援センター、健康保険関係団体等の関係機関の職員を研修対象に加えることにより、ギャンブル等依存症の知識の向上を図るための取組を実施する。

総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。

11 医師臨床研修を含めた医師の養成の拡充

第二章― 第3―1 (元案 p96)

第3 人材の確保：基本法第21条関係

1	ギャンブル等依存症の初期対応を行える医師を養成するための医師臨床研修の見直し等	【厚生労働省】
---	---	---------

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、平成 ~~33~~34 年度までに、800 人以上の臨床研修医等がギャンブル等依存症例を経験するしとの評価を受けられることや研修を受講することにより、ギャンブル等依存症の初期対応を行える医師の拡充を目指して、以下の取組を推進。

- 平成 31 年度中に、臨床研修指導ガイドラインにおける臨床研修医が経験する症例としてギャンブル等依存症等を位置付け、各臨床研修病院においてギャンブル等依存症例を指導できる体制を整備。
- 平成 32 年度以降、全ての臨床研修医が 2 年以上の研修期間の中で、ギャンブル等依存症例等を経験することとするし、病歴要約を作成して評価システム等に登録できる体制を構築。
- 診療に従事する医師を対象とした、地方自治体が治療拠点機関との連携等により実施するギャンブル等依存症の初期対応を含む研修等を推進。

(1) 現状

一般的に精神科以外の医師は、ギャンブル等依存症に関する研修を受ける機会はないとされており、通常の診療においてギャンブル等依存症の初期診断や治療を行うことは容易ではなく、現行（平成 31 年度まで）の臨床研修の到達目標においては、経験が求められる疾患・病態として、ギャンブル等依存症が位置付けられていない。

また、診療に従事する医師について、ギャンブル等依存症について習得する機会が充分にあるわけではない。

(2) 課題

将来、いずれの診療科を選択した場合においても、ギャンブル等依存症の初期対応を行えるように研修の機会等を整備する必要がある。具体的には、診療に従事する全ての医師がギャンブル等依存症等の初期対応が行えるよう、法で定められた 2 年以上の臨床研修を通じて、ギャンブル等依存症例等を経験し指導を受けるものとして、臨床研修の到達目標、方略及び評価の見直しを図る。

また、診療に従事する医師がギャンブル等依存症の初期対応に関する研修を受けることができる体制の整備を推進する必要がある。

参考：見直し後の臨床研修の到達目標、方略及び評価

Ⅱ―実務研修の方略

経験すべき疾病・病態：依存症（ニコチン・アルコール・薬物・病的賭博）

(3) 対策

- 厚生労働省は、見直し後の臨床研修制度について、平成 31 年度中に、プログラム責任者養成講習会や地方厚生局の講習会等の機会を利用し周知徹底を図るとともに、臨床研修指導ガイドラインにおける臨床研修医が経験する症例として、

ギャンブル等依存症等を位置付け、症例における指導内容を定めることにより、全ての臨床研修医がギャンブル等依存症例等を経験することとする。

参考：見直し後の臨床研修の到達目標、方略及び評価

II 実務研修の方略

経験すべき疾病・病態：依存症（ニコチン・アルコール・薬物・病的賭博）

- 厚生労働省は、平成 32 年度以降、全ての臨床研修医が法で定められた 2 年以上の研修期間の中で、ギャンブル等依存症例等を経験し、病歴要約を作成し、評価システム等への登録を可能とするよう、補助事業を活用し支援する。なお、平成 32 年度に研修を開始した臨床研修医は、平成 34 年 3 月に研修を修了する予定である。
その結果、臨床研修病院において、効率的な指導体制としてインターネットを通じた評価システム等が活用され、平成 34 年度までに 800 人以上の臨床研修医が評価を受けるものとする。
- また、厚生労働省は、診療に従事する医師を対象とした、地方自治体が治療拠点機関との連携等により実施するギャンブル等依存症に関する初期対応を含む研修を推進することとし、そのための具体的方策を検討する。あわせて、全国的な規模の研修についても必要に応じて拡充を図る。
- 上記の各取組を行うことにより、平成 33 年度までに、800 人以上の臨床研修医等が、ギャンブル等依存症例を経験することや研修を受講することにより、ギャンブル等依存症の初期対応を行える医師の拡充を目指す。

12 ギャンブル等依存症の治療における作業療法士の役割の評価

第二章 ― 第 3 ― 3 (元案 p98-99)

3 保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の養成

【厚生労働省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、人材養成のため、以下の取組を推進。

- 保健師・助産師・看護師について、引き続き、「依存症対策（アルコール依存、薬物依存、病的賭博）」等の項目が盛り込まれた保健師助産師看護師国家試験出題基準に基づいた国家試験を実施。
- 社会福祉士について、平成 31 年度中に、ギャンブル等依存症に関する基本的な知識を学習できるよう、社会福祉士の養成施設等におけるカリキュラムを見直し。
- 精神保健福祉士について、平成 31 年度中を目途に、「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」での結論を得た上で精神保健福祉士の養成施設等におけるカリキュラムを見直し。
- 公認心理師及び作業療法士について、引き続き、ギャンブル等依存症に対応できる人材の確保や養成を推進。

(1) 現状

ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能であるが、地域の医療体制や相談・支援体制が十分でないことから、ギャンブル等依存症である者等が必要な医療や支援を受けられていないという現状がある。このため、地域の医療や相談支援体制の整備や質の向上を図るために、関連する業務に従事する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な取組を実施する必要がある。

保健師・助産師・看護師については、ギャンブル等依存症を含め様々な課題を持つ者に対し、保健指導や療養上の世話、診療の補助等を行っている。ギャンブル等依存症に対応できる人材の養成に向けて、保健師助産師看護師国家試験出題基準において、「依存症対策（アルコール依存、薬物依存、病的賭博）」等の項目を盛り込んでいる。

社会福祉士については、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談援助の専門職として、幅広い分野において、対象者が抱える課題やニーズに応じ、養成課程で修得した知識及び技能を用いて、福祉に関する相談に応じ、助言、指導、連絡、調整等に取り組んでいる。

精神保健福祉士については、ギャンブル等依存症を含む精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の専門職として、幅広い分野において、対象者が抱える課題やニーズの違いに応じ、養成課程で修得したソーシャルワークの技法を用いて、相談援助を中心に実践に取り組んでいる。ギャンブル等依存症も含め、より一層多様化・複雑化する地域課題に対応できる精神保健福祉士の養成に向けて、教育内容を充実させること等が求められていることから、精神保健福祉士国家試験出題基準において、「飲酒やギャンブルに関する問題」や「依存症」の項目を盛り込んでいる。

公認心理師については、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する者やその関係者に対し、

指導や援助を行うものである。ギャンブル等依存症からの回復支援には、心理的な側面からのアプローチを可能とする専門職を養成する必要があるため、公認心理師試験出題基準において、「依存症（薬物、アルコール、ギャンブル等）」の項目等を盛り込んでいる。

作業療法士については、保健医療福祉の分野において、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることに従事している。ギャンブル等依存症に対する診療においても、医師や看護師等と連携して支援を行っており、依存症対策全国センターにおける地域でギャンブル等依存症の治療に係る研修を実施する指導者を養成する研修の中で、作業療法士を研修対象に含めて実施している。

（２）課題

保健師・助産師・看護師については、平成 34 年度より改正されたカリキュラムを適用することを踏まえ、保健師助産師看護師国家試験出題基準について、ギャンブル等依存症を含む出題範囲等について検討する予定であり、引き続き、ギャンブル等依存症に関する患者及び家族へのケアに必要な基本的知識と技能を有する人材の養成を行う必要がある。

社会福祉士については、社会福祉士養成カリキュラムにおいて、教育内容にギャンブル等依存症に関する明示的な記載がないため、ギャンブル等依存症も含め、より一層多様化・複雑化する地域課題に対応できる社会福祉士の養成に向けて、教育内容を充実させること等が必要である。

精神保健福祉士については、精神保健福祉士養成カリキュラムにおいて、教育内容の例として「ギャンブル等依存症」は明記されておらず、養成課程の中でギャンブル等依存症に関する知識を十分修得できているとは必ずしも言えないため、ギャンブル等依存症に関する知識をより修得させる必要がある。

公認心理師及び作業療法士については、引き続き、ギャンブル等依存症に対応できる人材の確保や養成を行う必要がある。

（３）対策

保健師・助産師・看護師については、厚生労働省において、平成 31 年度以降も、現行の「依存症対策（アルコール依存、薬物依存、病的賭博）」等の項目が盛り込まれた保健師助産師看護師国家試験出題基準に基づいた保健師助産師看護師国家試験を行うことを通して、ギャンブル等依存症に対応できる人材の養成を行う。また、今後は保健師助産師看護師国家試験制度改善部会、保健師助産師看護師国家試験出題基準改定部会を行い、ギャンブル等依存症を含む出題範囲等を検討する予定である。

社会福祉士については、厚生労働省において、社会福祉士の資格取得を目指す者がギャンブル等依存症に関する基本的な知識を学習できるよう、平成 31 年度中に社会福祉士の養成施設等におけるカリキュラムを見直すとともに、養成施設等に対する必要な周知期間を確保した上で、ギャンブル等依存症に対応できる人材の養成を行う。

精神保健福祉士については、厚生労働省において、「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」で精神保健福祉士の養成課程における教育内容等の検討を実施し、平成 31 年度中を目途に当該検討会での結論を得た上で、精神保健福祉士の養成施設等におけるカリキュラムを見直すとともに、養成施設等に対する必要な周知期間を確

保した上で、基本法に基づく対策の推進の必要性等も踏まえた新しい状況に的確に対応できる人材の養成を行う。

公認心理師及び作業療法士については、引き続き、ギャンブル等依存症に対応できる人材の確保や養成を行う。

V 調査研究：基本法第 22 条関係

- 1 ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及 【厚生労働省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、以下の取組を推進。

- 平成 31 年度中に、ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの有効性の検証、同プログラムの普及及び均てん化を図るため、調査研究を実施。ギャンブル等依存症に対する薬物療法の可能性についても調査に着手。
- 平成 33 年度までを目途に、全都道府県・政令指定都市で、上記治療プログラムを提供する専門医療機関等を整備するための取組を実施。

(1) 現状

アルコール依存症と薬物依存症に対しては認知行動療法、薬物療法、入院治療プログラム等の治療法が確立している一方、ギャンブル等依存症に対する治療法は確立していない。

AMED において、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 か年の調査研究で、我が国で実践されているギャンブル等依存症に対する各種治療法の有効性の検討と標準的な治療プログラムの開発を目標とする研究を行っている。

(2) 課題

ギャンブル等依存症に対する標準的な治療プログラムが確立しておらず、一部の依存症専門医療機関がアルコール依存症や薬物依存症に対する認知行動療法等を応用して対応しているが、全国的には普及していない。

今後は、標準的な治療プログラムを確立し、全国的に普及させていくことが必要である。

(3) 対策

- ① 厚生労働省は、平成 31 年度中に、調査研究に着手し、認知行動療法に基づくワークブックを使用したギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの有効性を検証するとともに、標準的な治療プログラムの普及及び均てん化を図る。また、ギャンブル等依存症に対する薬物療法の可能性についても調査に着手する。
- ② 厚生労働省は、調査研究の成果を活用し、平成 33 年度までを目途に全都道府県・政令指定都市においてギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムを提供する専門医療機関等の整備を進めるための取組を行う。

VII 多重債務問題等への取組

- 1 貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び当該制度を必要とする者への的確な周知の実施 【金融庁】

【目標と具体的取組】

金融庁は、引き続き、モニタリング等を通じ、貸付自粛制度の適切な運用を確保する。また、平成 31 年度中に、貸付自粛制度の適切な運用を確保するため、民間金融機関団体と協力して、効果的な周知方法を検討・実施。

(1) 現状

平成 30 年 4 月、日本貸金業協会において貸付自粛制度を拡充し、ギャンブル等依存症を対象に追加した。全国銀行協会においても、平成 31 年 3 月より、同制度の運用を開始した。

(2) 課題

銀行業界においては、同制度の運用を開始したばかりであり、同制度を必要とする者への周知・普及を図るなど、取組の適切な運用を確保する必要がある。

(3) 対策

金融庁は、当該制度について、モニタリング等を通じ、適切な運用を確保する。

また、当該制度を運営する民間金融機関団体と連携して、周知用チラシを利用者の目につきやすい場所に設置するなど、当該制度を必要とする者に的確に伝わるような周知方法を検討し、民間金融機関団体や各金融機関等において、平成 31 年度中に周知するよう促す。

さらに、貸付自粛申告またはその撤回の申込みがあった場合には、民間金融機関団体からギャンブル等依存症に関する相談拠点につなげる取組について検討に着手する。

加えて、当該制度を運営する民間金融機関団体による、ギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携体制を構築するほか、PDCA サイクルを通じ、適切に見直しを行っていく。

2 ギャンブル等依存症に関する相談拠点と民間金融機関団体との連携促進【金融庁】

【目標と具体的取組】

金融庁は、民間金融機関団体における相談窓口とギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携を促進するため、平成 31 年 3 月に改訂したギャンブル等依存症に関する対応マニュアルの活用を推進。民間金融機関団体の研修参加を促進。

(1) 現状

全国銀行協会及び日本貸金業協会における相談窓口と、ギャンブル等依存症に関する相談拠点との具体的連携が必ずしも十分でない。

(2) 課題

全国銀行協会及び日本貸金業協会への相談者がギャンブル等依存症であると思われる場合の、ギャンブル等依存症に関する相談拠点との具体的連携体制を更に整備する必要がある。

(3) 対策

金融庁は、関係機関等における連携協力体制の整備に関する記述を追加するなど、平成 31 年 3 月に基本法の内容に即して改訂した対応マニュアルについて、その活用を推進するとともに、全国銀行協会及び日本貸金業協会に対し、適切な相談機関につなげられるよう、改訂したマニュアルを活用した研修への参加を促す。

また、平成 31 年度以降、全国銀行協会及び日本貸金業協会の相談窓口を含む多重債務相談員等に対しヒアリング等を行い、現場のニーズを踏まえた対応マニュアルの改訂を行うとともに、各金融機関等におけるギャンブル等依存症に関する相談機関拠点の周知等の取組について検討を促す。